

# 新さっぽろ町内会 会 則

## 第一章 総 則

### (名称・事務所)

第1条 会の名称は、「新さっぽろ町内会」と称し、事務所を会長宅に置く。

### (区域・会員)

第2条 新さっぽろ町内会(以下「町内会」と云う)の区域は、厚別区厚別中央1条7丁目及び厚別中央2条6丁目とし、この区域に居住する住民(以下「会員」と云う)をもって構成する。

### (目的)

第3条 町内会は、会員の親睦及び福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会(安心・安全)の維持及び形成に資することを目的とする。

### (基本方針と重点目標)

第4条 町内会は、前条の目的を達成するため、次の基本方針及び重点目標に準じて、年間の行事並びに事業を実施する。

#### 1. 基本方針

会員は、行事並びに事業へ積極的に参加するとともに、会員相互が思いやりの精神を尊重し、ふれあいの街づくりに努め、町内会の発展と福祉の充実を図る。

#### 2. 重点目標

- 1) 会員は、積極的に行事並びに事業への参加と推進に協力する。
- 2) 会員相互の親睦・融和を図る。
- 3) 会員は、互助の精神で優しい地域社会づくりに努める。
- 4) 少子化・高齢社会に適応した福祉事業の推進に努める。
- 5) 会員の福利厚生事業を推進する。
- 6) 交通安全・防犯・防火・防災の意識の向上を図る。
- 7) 地域の環境整備を推進する。

### (組織)

第5条 第2条の区域を区に分け、次の組織を置き、町内会を運営する。但し、区域の区分は、「新さっぽろ町内会 区別及び加入世帯数表」により定める。

1. 町内会役員会(以下「役員会」と云う)。
  2. 町内会運営委員会(以下「運営委員会」と云う)。
    - ①会計事務局(会計事務一般、資産管理、その他)
    - ②総務部(企画・調整、広報、連絡、調査、クラブ育成、他の部に属さない事項)
    - ③女性部(子供の育成、女性活動等)
    - ④福祉部(福祉の推進、福祉推進委員会の活動等)
    - ⑤環境部(健康管理、公園・道路の管理美化・除排雪等)
    - ⑥体育部(親睦事業の企画・実施、青少年・スポーツ活動の育成等)
    - ⑦安全部(交通・防犯・防火・防災の指導啓発、街路灯の管理等)
    - ⑧各クラブ

## 第二章 役員

### (役員・任期)

第6条 町内会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名、副会長 2名、会計事務局長 1名、各部長 1名、各副部長若干名。
2. 会計監事 2名。
3. 前 1項、2項の役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
4. 補欠役員の任期は、他の在任役員の任期が満了する時までとする。
5. 役員は、任期満了した場合でも、後任者が就任するまで引き続き職務を行うものとする。
6. 各区の規定により、区長 1名、副区長若干名を置き、必要により班長を置くことができる。
7. 各クラブに代表 1名を置く。

### (役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、それを代行する。
3. 会計監事は、町内会の資産及び会計を監査し、総会にその結果を報告する。
4. 会計事務局長は、町内会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿類を管理する。
5. 部長は、部を統括する。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、それを代行する。
6. 区長は、区内を統括する。副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、それを代行する。
7. 班長は、班内の事務を執行する。
8. 各クラブ代表は、それぞれのクラブを纏め、事業を執行する。

### (役員の選出)

第8条 役員の選出は、次によるものとする。

1. 会長、副会長、会計事務局長、会計監事については、選考委員会の推薦により、本人の同意を得て、総会において選出する。
2. 前項候補者を選考するため、役員会の中に選考委員会を設ける。選考委員会の詳細については、「新さっぽろ町内会会則施行細則」に定める。
3. 各部長、各副部長は、会長が各区からの推薦等を受け、会長が推挙し、役員会に諮って選出する。
4. 区長、副区長並びに班長は、それぞれ各区で選出する。
5. クラブ代表は、各クラブで選出し、会長に報告する。

### (役員の報酬)

第9条 町内会の役員は、原則として無報酬とする。但し、職務のための経費を要する場合は、その経費を支給する。

### (顧問・相談役)

第10条 町内会に、顧問・相談役を置くことができる。

1. 顧問・相談役は、運営委員会の会務について、意見及び助言をすることができる。
2. 顧問・相談役は、会長が推挙し、役員会において選出する。

### 第三章　会　議

#### (会　議)

第 11 条 町内会の会議は、次のとおりとする。

定期総会、臨時総会、役員会、運営委員会、各部会

#### (総会等・議決)

第 12 条 町内会の各会議の構成及び議決は、次のとおりとする。

1. 総会は、代議員をもって構成し、会長が招集し、議長が主宰する。

1) 定期総会は、毎年、年度始めに開催する。

2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の過半数の要求がある場合に開催する。

3) 代議員数は、各区定数 2 名、世帯数 40 戸を超える区は、40 戸につき 1 名を加える人数とする。但し、世帯数は、毎年 4 月 1 日現在のものとする。

4) 議長は、総会で選出する。

5) 総会は、次の事項を審議し、出席代議員の過半数の同意で議決する。

①事業報告 ②決算報告 ③事業計画 ④予算書 ⑤会則の改廃

⑥役員の選出 ⑦その他の必要事項

6) 総会の議事については、議事録を作成することとする。

2. 役員会は、会長、副会長、会計事務局長、各部長、各副部長並びに区長、副区長をもって構成する。

1) 役員会は、原則として月例会とし、会長が招集し主宰する。

2) 役員会は、次の事項を決定する。

①総会へ付議すべき事項

②行事・事業の執行

③施行細則の改廃

3. 運営委員会は、会長、副会長、会計事務局長、各部長並びに各副部長をもって構成する。

1) 運営委員会は、原則として月例会とし、会長が招集し主宰する。

2) 運営委員会は、町内会の予算・行事・事業など総会に付議するべき事項を企画立案し、役員会の承認を得て総会に諮るものとする。

3) 運営委員会は、町内会の予算・行事・事業の執行にあたっては、その実施計画等について役員会に諮り、その承認を得なければならない。

4. 各種部会は、部長が事業執行にあたり、各区から選出された部員を召集し、会議を主宰する。

5. 町内会の重要な行事や新規の事業の実施にあたっては、役員会の中に、「実行委員会」を設けることができるものとする。「実行委員会」設置の詳細は、「新さっぽろ町内会会則施行細則」に定める。

## 第四章 表彰及び慶弔・見舞・活動助成

### (表 彰)

第 13 条 町内会に功労があった者、又は町内会の事業執行に、他の模範となる行為があつた者に対し、表彰することができる。

表彰は、表彰状又は感謝状の贈呈によって行うものとし、特に功労顕著な者に対しては、記念品を添えることができる。

### (敬 老)

第 14 条 町内会は、喜寿、米寿、白寿に達した会員に対し、記念品等を贈り、敬意を表するものとする。

### (入学祝い等)

第 15 条 町内会は、小学校への新入学児童に、祝い品を贈るものとする。

### (弔意・見舞い)

第 16 条 町内会は、会員の死亡又は不慮の被災に対しては、次により、弔慰金・見舞金を贈るものとする。

#### 1) 弔慰金

①世帯主及びその配偶者	10,000 円
②同居会員	5,000 円

#### 2) 見舞金

その都度、運営委員会で決めるものとする。

### (活動助成)

第 17 条 町内会は、各区における区独自の行事・新規の催事等に対して助成することができる。ただし、助成金額は各区の町内会費の年間負担額の一ヶ月分を上限とし、事前の申請と事後の報告を必要とする  
なお、小規模な区においては、助成金額が少ないため有意義な活動に支障をきたす場合は、運営委員会の判断で助成枠を2万円まで拡大することができるものとする。

## 第五章 会 計

### (会計年度)

第 18 条 町内会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

### (財 源)

第 19 条 町内会の財源は、会費、寄付金、助成金、事業収益金、その他の収入をもって充てるものとする。

### (会 費)

第 20 条 町内会の会費は、月額 300 円とする。但し、会費の減額については、役員会に諮り、承認を得るものとする。

### (積立金)

第 21 条

1. 災害対策及び町内活動による必要な施設・備品を計画的に整備するため、会費の一部を積立することができるものとし、積立金額は、定期総会に報告し承認を得るものとする。

2. 積立金を支出する必要が生じた場合は、役員会の審議を経たのち、定期総会において承認を得るものとする。

但し、緊急を要する場合は、会長の判断で支出したのち、事後に開催される総会において承認を求めるものとする。

## 第六章 その他

### (雑 則)

第 22 条 この会則にない事態に直面した場合は、運営委員会で誠実に対応し、その結果を役員会に報告する。

## 付 則

1. この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
2. この会則は、平成 14 年 4 月 14 日から一部改正し実施する。
3. この会則は、平成 16 年 4 月 11 日から一部改正し実施する。
4. この会則は、平成 17 年 4 月 10 日から一部改正し実施する。
5. この会則は、平成 19 年 4 月 15 日から一部改正し実施する。
6. この会則は、平成 20 年 4 月 19 日から一部改正し実施する。
7. この会則は、平成 25 年 4 月 8 日から一部改正し実施する。
8. この会則は、平成 29 年 4 月 9 日から一部改正し実施する。
9. この会則は令和 7 年 4 月 1 日から一部改正し実施する

## 新さっぽろ町内会会則施行細則

### (役員選考委員会)

第 1 条 会則第 8 条第 2 項に定める役員選考委員会は、次の通りとする。

1. 役員選考委員会は、会長が指名選任した委員と区長で構成する。但し、会長指名委員は 5 名以内とし、総数 17 名とする。
2. 役員選考委員会は、役員改選年次の 2 月役員会において、会長が氏名を報告し、役員会の承認を得る。
3. 役員選考委員会には、選考委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選とする。
4. 役員選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、決議は、出席委員の過半数により決定する。
5. 役員選考委員会は、役員候補者の選定にあたって、町内会長、副会長、各部長から、町内活動の実施状況 等に係る意見を聴取することができる。
6. 役員選考委員会は、候補者の選定にあたって、候補者の所属する区長に、区の意見を聴取することができる。
7. 役員選考委員会は、推薦する候補者の氏名を総会に報告し、承認を得たときに、その任を終える。

### (実行委員会)

第 2 条 会則第 12 条第 5 項に定める実行委員会は、次の通りとする。

1. 実行委員会は、役員会及び運営委員会の発議に基づいて、役員会の中に設置する。
2. 実行委員会は、会長が、役員会、運営委員及び各区の会員から選任し、役員会に諮り承認を受ける。
3. 実行委員会は、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選とする。
4. 実行委員会は、当該行事・事業の実施計画の策定、実施体制の整備、及び事業を実施する。
5. 実行委員会は、事業の実施結果を役員会に報告し、その任を終え